

快適トイレ積算参考資料

1. 快適トイレの設置

標準仕様を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。

(女性が現場にいない場合は、この限りではない)

「快適トイレに求める標準仕様 ~ 」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品 ~ 」については、受注者は必ず備えるものとする。備えていないトイレは、快適トイレとして扱わないこととする。

全ての工事に適用するが、市場に全現場に相当するトイレが流通していないと想定されることから、当初は金額を計上せず、導入できた工事について変更契約時に計上する方法とする。

個別にトイレを設置する場合に適用する。(現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場に従事する者が使用しない場合には適用しない。)

2. 快適トイレの計上費用

快適トイレの費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を営繕費に積み上げるものとする。

男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする。

(102,000円/2基・月が上限)

「積算上の差額」とは、実際にかかった見積り費用から10,000円(従来品相当額)を控除した額。

計上費用は、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」を比較し、どちらか安い方とする。

ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月上限まで計上可能とする。

積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、積上げ計上しない。

運搬費については共通仮設費率内であるので計上しない。

【具体的な計上方法例】

実際に導入した快適トイレ費用 70,000円/基・月の場合(積算上の差額 60,000円)

積算で計上する費用 : 51,000円/基・月

実際に導入した快適トイレ費用 40,000円/基・月の場合(積算上の差額 30,000円)

積算で計上する費用 : 30,000円/基・月

実際に導入した快適トイレ費用

男女別一体型ハウス 100,000円/基・月の場合(積算上の差額 90,000円)

積算で計上する費用 : 90,000円/基・月

実際に導入した快適トイレ費用

別添 1

男女別一体型ハウス 200,000 円 / 基・月の場合 (積算上の差額 190,000 円)

積算で計上する費用 : 102,000 円 / 基・月

実際に導入した快適トイレ費用

男女別 2 基 100,000 円 / 2 基・月の場合 (積算上の差額 80,000 円)

積算で計上する費用 : 80,000 円 / 2 基・月

実際に導入した快適トイレ費用

男女別 2 基 200,000 円 / 2 基・月の場合 (積算上の差額 180,000 円)

積算で計上する費用 : 102,000 円 / 2 基・月